

2015年11月20日

関係各位

日本化粧品工業連合会
広告宣伝委員会

「化粧品等の広告適正化推進に係る講演会（九州地区）」開催のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、化粧品等の広告では、その商品特性から、内容、表現方法の適否が消費者の適正な商品選択に対して重要な意味合いをもってくるために、虚偽・誇大とならない事実に基づいた適正な情報の提供が必要となっております。

また、化粧品等についても医薬品及び医療機器の広告と同様に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」の第66条（誇大広告等）で規制されていると共に、その解釈として「医薬品等適正広告基準」（昭和55年10月9日・厚生省薬務局長通知）を始め関連通知などにより、広告に携わる全ての人が守らなければならない内容が示されています。

日本化粧品工業連合会（粧工連）では、1979年（昭和54年）から広告宣伝委員会を設置し、化粧品等の広告表現の適正化と向上を図ることを目的として各種の活動を進めており、自主的な広告審査会を開催するとともに「化粧品等の適正広告ガイドライン」を作成し、傘下会員をはじめ多くの方々に本ガイドラインの活用と順守をお願いしています。

一方、化粧品事業者などを対象とした「化粧品等の広告適正化推進のための講演会」等につきましては、東京地区、大阪地区、愛知地区などにおいて、自治体又は地域化粧品工業会などが主催となって講演会が開催されております。

今般、粧工連では福岡県のご協力を得て、主に九州地区の化粧品事業者や広告作成等に携わる皆様などを対象に、下記のとおり「化粧品等の広告適正化推進のための講演会」を開催することといたしました。

つきましては、この機会に本講演会にぜひともご参加いただき、さらに、適正な化粧品広告の推進に図られますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時等

日時：2016年2月10日（水）13時～15時20分（受付開始12時30分）

場所：福岡明治安田生命ホール

<住所：福岡市博多区中洲5-6-20 明治安田生命福岡ビル8F 電話：092-291-2711>

2. プログラム

- (1) 13:00～14:00(60) 医薬品等適正広告基準（化粧品）について
【講師：福岡県保健医療介護部薬務課】
- (2) 14:00～14:15(15) 休憩
- (3) 14:15～15:15(60) 化粧品等の適正広告ガイドラインについて
【講師：粧工連広告宣伝委員会運営部会WG】
- (4) 15:15 閉会

3. 定員

約 400 名

4. 参加料

無 料

5. 申込方法

1月22日（金）までに、別紙の「化粧品等の広告適正化推進に係る講演会（九州地区）」受講申込書に必要事項を記載の上、FAX（03-5472-2536）でご連絡ください。

なお、申込多数の場合は、定員になり次第締め切らせていただきます。

（本件に対する問い合わせ先）

日本化粧品工業連合会 事務局 坂口、原 住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-5 トラピチヤ神谷町 6 階 Tel：03-5472-2530 Fax：03-5472-2536
--

【送付先FAX番号：03-5472-2536】

日本化粧品工業連合会 あて

「化粧品等の広告適正化推進に係る講演会講演会（九州地区）」
受講申込書

○日 時：2016年2月10日（水）13:00～15:15

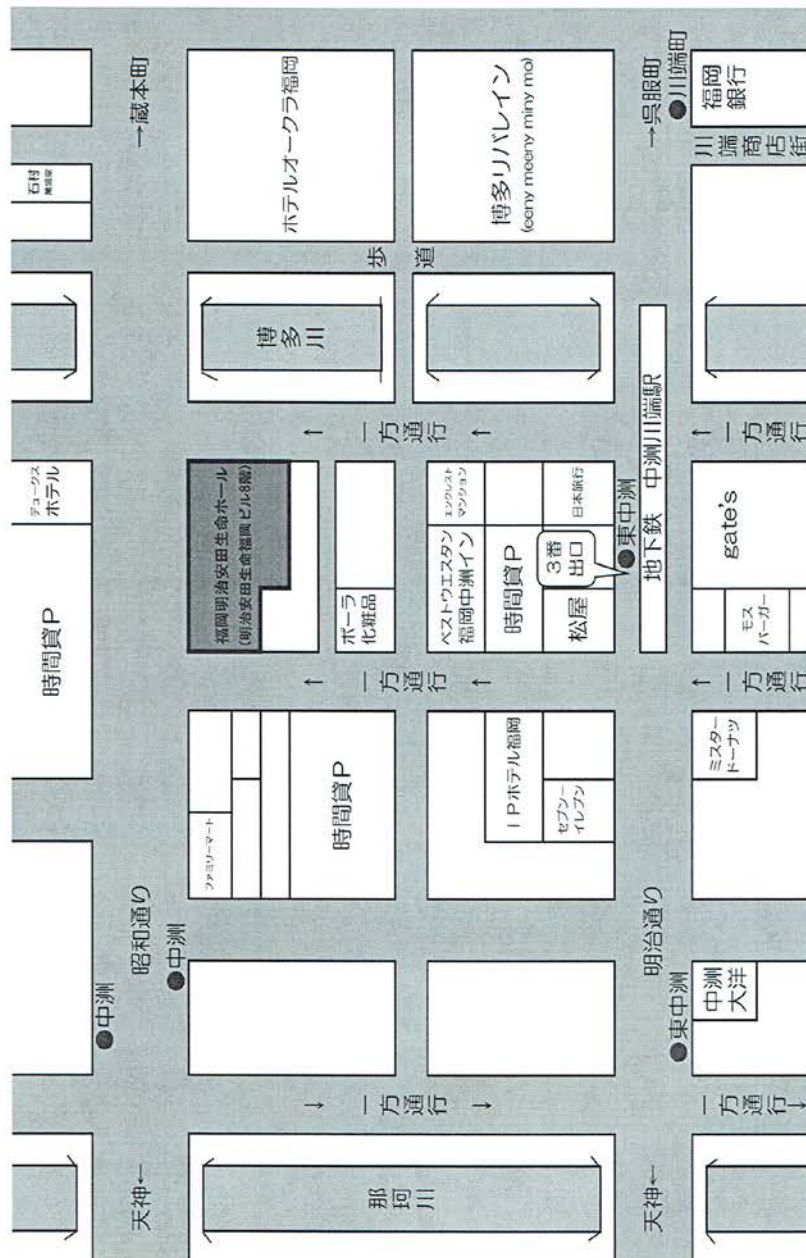
○場 所：福岡明治安田生命ホール

★受講者名等

会社名又は 団体名		
電話番号(担 当者名)		
受 講 者	所属部署	氏 名

(注) 講演会受講者は、当日「本受講申込書」の写しを持参し、受付に提示してください。

福岡明治安田生命ホール 周辺地図



◆ 交通アクセス

◎ 地下鉄

「中洲川端駅」下車、3番出口より
昭和通り方面へ約100m、徒歩2分

◎ バス

昭和通りは「中洲」
明治通りは「東中洲」で下車

◎ 車

当ビルに駐車場はございませんので、
周辺の駐車場をご利用ください

◆ お問い合わせ先

電話 (092) 291-2711
FAX (092) 291-8838

〒810-0801
福岡県福岡市博多区中洲5-6-20
明治安田生命福岡ビル